

豊島区における成年後見制度利用促進について（案）

1. 背景

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちが社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。

これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年 4 月 15 日に公布され、同年 5 月 13 日に施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、平成 29 年 3 月 24 日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

2. 概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律では、市町村は、国の計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

このことから、豊島区では、法の趣旨及び国の計画を勘案し、区における成年後見制度の利用促進に資する条例を制定するとともに、施策についての基本的な計画を策定します。

3. 検討組織

区長から保健福祉審議会会長あての諮問（9 月 1 日付）を受け、豊島区保健福祉審議会条例施行規則第 4 条に基づき、豊島区保健福祉審議会に「豊島区成年後見制度利用促進専門委員会」を設置します。

専門委員会では、条例素案及び計画素案の検討・作成を行い、審議会へ報告します。

専門委員会の構成員は、学識経験者、専門職団体のほか、地域の関係者・関係機関による 15 名を予定しています（委員の任期：委嘱の日から令和 4 年 3 月 31 日）。

4. スケジュール（案）

令和 2 年 9 月 区長から保健福祉審議会会長へ諮問（9/1 付）

10 月 保健福祉審議会にて、豊島区成年後見制度利用促進専門委員会を設置

～ 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会にて検討 ～

令和 3 年 9 月 保健福祉審議会会長より区長へ答申（成年後見条例・計画）